

## 平成24年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成24年2月23日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 滝澤 福一 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君  
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 村野 香月 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君  
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第1号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町図書館協議会条例の一部を改正する条例）

- 日程第4 議案第2号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第3号 瑞穂町公立小・中学校コンピュータ活用に関する研究会設置要綱を廃止する告示
- 日程第6 議案第5号 平成23年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第7 議案第6号 平成24年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第8 報告事項1 平成24年度瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針について
- 日程第9 報告事項2 瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第10 報告事項3 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の全部を改正する告示について
- 日程第11 報告事項4 瑞穂町立学校教職員補助金交付要綱の全部を改正する告示について
- 日程第12 議案第4号 瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申について

開会 午前9時00分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3，議案第1号，議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町図書館協議会条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第1号，議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町図書館協議会条例の一部を改正する条例）の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について，意見を求められたので，本案を提出するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

図書館長 説明いたします。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律，いわゆる第2次一括法により，平成24年4月1日付けで図書館法が改正されることに伴い，委員の任命基準を条例で定める必要が生じたことから，条例第2条を改正するものです。

新旧対照表をお開きください。第2条の「協議会は，委員8人以内をもって組織し，瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。」を「協議会は，次に掲げる者のうちから瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する委員8人以内をもって組織する。（1）学校教育関係者（2）社会教育関係者（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者（4）学識経験者（5）その他委員会が特に必要と認める者」に改めるものです。

第5号に「その他委員会が特に必要と認める者」を追加していますが，これは第2次一括法の「地域の自主性を高めるため」という趣旨を考慮し，町独自の選任基準により委員を選任することを意図したものです。

なお、附則といたしまして、施行期日として、この条例は、平成24年4月1日から施行し、経過措置として、この条例による改正前の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により委嘱された委員とみなすものです。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 1点お伺いします。第2条第5号の委員会が特に必要と認める者となっていますが、地域の自主性を高めるために町内会の役員等を選出するのでしょうか。または、子育て中の方や子育てが終わった方などになるのでしょうか。

図書館長 多様な方に協議会の委員になっていただくために改正します。図書館の利用者や図書館に精通した方などが考えられます。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第1号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第1号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決されました。つづいて日程第4、議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例の一部を改正する条例）の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明いたします。次のページの条例改正議案をご覧ください。

瑞穂町体育施設条例の一部改正につきましては、条例の別表に新たな体育施設として名称を含めて加えるものです。名称選定の経緯ですが、昨年11月広報において名称を公募いたしましたところ、31件の応募がありました。教育部で一次選定を行い、昨年12月に理事者による最終選考を行い、名称をシクラメンスポーツ公園とさせていただきます。

1枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。別表第1は、名称と位置です。名称は記載のとおり、位置については瑞穂町大字箱根ヶ崎1155番地とします。別表第2は体育施設使用料を記載しています。左から施設名、区分、次の項目からは使用料です。他の体育施設同様に原則的には町内在住在勤者は無料で使用できますが、目的外の使用のみ料金1,000円を徴収します。次に町外の利用者は3,000円です。入場料の額を徴収するものについては、町内外を問わず5,000円とします。

また、使用に関する申請等については、平成24年第1回瑞穂町議会定例会において条例改正議案が可決された後、体育施設条例施行規則等で定める手続きを行っていきます。附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 1点お伺いします。目的外の使用というのはどういう場合を想定されているのでしょうか。ソフトボール以外だと目的外使用となるのでしょうか。

社会教育課主幹 具体的な例としましては、競技場での撮影が考えられます。基本的にスポーツ以外での利用を想定しています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第2号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。つづいて日程第5、議案第3号、瑞穂町公立小・中学校コンピュータ活用に関する研究会設置要綱を廃止する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第3号、瑞穂町公立小・中学校コンピュータ活用に関する研究会設置要綱を廃止する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町立小・中学校におけるコンピュータ活用に関する研究については、これまでの取り組みで目的を達成したことから、要綱を廃止する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。瑞穂町立小・中学校におけるコンピュータ活用に関する研究については、これまで委嘱委員による調査、研究により、コンピュータ教室のコンピュータや電子黒板等、様々なICT機器を活用した授業などの研究に取り組んできました。

今まで、委員への研修や研究授業の実施、研究紀要の作成などの取り組みを通して、一定の成果を得ることができました。そこで、要綱の目的を達成しましたので、今後、委嘱委員による研究会の開催は必要がなく、要綱を廃止するものです。

以上，説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので，質疑を終結いたします。これより議案第3号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので，討論を終了します。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め，議案第3号は原案どおり可決されました。つづいて日程第6，議案第5号，平成23年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について，を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第5号，平成23年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，平成23年度一般会計補正予算(第5号)のうち，教育に関する事務に係る部分について，意見を求められたので，本案を提出するものです。

詳細につきましては，担当者に説明させます。

教育課長 教育課所管の予算について説明いたします。まず，歳入ですが，主なものを説明します。1ページをご覧ください。No.3の幼稚園就園奨励費補助金ですが，121万4千円を減額し，790万9千円とします。園児数の減による減額です。次にNo.6の公立学校校庭芝生化学業補助金ですが，200万1千円を減額し，1億168万9千円とします。補助対象事業費の減による減額です。次にNo.7の私立幼稚園児保護者負担軽減補助金ですが，280万2千円を減額し，1,785万7千円とします。園児数の減による減額です。

次に歳出ですが、主なものを説明します。3ページをご覧ください。No.19の特別支援教育就学奨励費ですが、100万円を減額し、240万6千円とします。対象者数の減による減額です。次にNo.20の児童生徒健康診断等委託料ですが、119万9千円を減額し、959万7千円とします。児童・生徒数の減による減額です。

4ページをご覧ください。No.30の学校施設管理委託料ですが、114万1千円を減額し、625万2千円とします。芝生の専門維持管理委託が不要となり減額するものです。次にNo.36の五小校庭芝生化工事設計委託料ですが、200万1千円を減額し、249万9千円とします。契約差金による減額です。

6ページをご覧ください。No.66の幼稚園就園奨励費補助金ですが、476万1千円を減額し、3,556万7千円とします。当初338人を見込んでいましたが、現在312人で、園児数が少なかったことによる減額です。次にNo.67の私立幼稚園児保護者負担軽減補助金ですが、909万6千円を減額し、3,063万2千円とします。当初400人を見込んでいましたが、現在364人で、園児数が少なかったことによる減額です。

以上、説明いたします。

指導課長

指導課所管の予算について説明いたします。まず、歳入ですが、主なものを説明します。1ページをご覧ください。No.4の理科支援員等配置事業委託金は、6万9千円を減額し、14万円とします。委託金の交付決定による減額です。また、これに伴い歳出も減額になります。次にNo.9の教職員欠員後補充臨時職員交付金は、86万2千円を新規計上します。病気休暇及び育児短時間勤務の後補充による新規計上です。

次に歳出ですが、主なものを説明します。2ページをご覧ください。No.5、嘱託員報酬14人は、35万円を減額し、2,636万9千円とします。勤務時間の見直し及び超過勤務削減による減額です。次にNo.6、臨時雇賃金は、393万7千円を減額し、5,118万4千円とします。勤務日見直し及び教員免許有資格者が少なかったことによる減額です。次にNo.7、校内研修講師謝礼は、12万7千円を減額し、79万7千円とします。無償の講師の活用による減額です。次にNo.11、印刷製本費は、51万円を減額し、189万3千円とします。社会科副読本ワー

クブックの自校印刷及び各種印刷の契約差金による減額です。次にNo.13, 教職員健康診断等委託料は, 40万円を減額し, 240万9千円とします。契約差金及び婦人科健診受診者が少ないことによる減額です。

3ページをご覧ください。No.15, 漢字検定委託料は, 50万1千円を減額し, 243万3千円に, No.16, 英語検定委託料は, 15万円を減額し, 57万3千円とします。どちらも受検会場提供に伴う控除額が発生したことによる減額です。次にNo.17, バス借上料は, 61万3千円を減額し, 291万5千円とします。契約差金による減額です。

4ページをご覧ください。No.39, 理科支援員謝礼は, 7万円を減額し, 24万円とします。事業費確定による減額です。次にNo.42, 修繕料は, 8万4千円を増額し, 88万4千円とします。緊急修繕による増額です。

6ページをご覧ください。No.62, 瑞中生徒派遣旅費補助金は, 9万1千円を増額し, 115万3千円とします。瑞中ソフトテニス部全国大会出場による増額です。次にNo.63, 瑞中移動教室等引率旅費補助金は, 26万8千円を減額し, 8千円に, No.64, 二中移動教室等引率旅費補助金は, 11万8千円を減額し, 0円とします。どちらも教員分の旅費を全額都費対応にしたことによる減額です。

以上, 説明いたします。

社会教育課長 社会教育課所管の予算について説明いたします。まず, 歳入ですが, 主なものを説明します。1ページをご覧ください。No.10のスカイホール主催事業入場料93万5千円とNo.11のこどもフェスティバル参加者負担金4万5千円は, いずれも収入額確定による増額です。

次に歳出ですが, 主なものを説明します。6ページのNo.69と8ページのNo.88の超過勤務手当ですが, それぞれ105万円と75万9千円を減額します。代休取得などで工夫をこらし減額となったものです。次にNo.90の光熱水費ですが, 103万円を減額し, 1,197万円とします。東日本大震災による使用停止期間と節電による減額です。No.92の主催事業公演委託料ですが, 320万円を減額し, 1,180万円とします。事業完了により減額するもの

です。

以上、説明いたします。

社会教育課主幹 社会教育課保健体育費の予算について説明いたします。まず、歳入ですが、1ページをご覧ください。No.13のスポーツ振興くじ助成金ですが、207万6千円を減額し、859万8千円とします。本年度補助対象となる事業として町営グラウンド庭球場改修工事ですが、工事金額が確定したため助成金を減額するものです。

次に歳出ですが、8ページをご覧ください。No.96の体育指導委員報酬16人、No.97の委員費用弁償についてはそれぞれ実績による減額です。次のNo.98の燃料費については契約単価が増加したための増額です。9ページをご覧ください。No.99の光熱水費については、節電の効果により170万円を減額し、665万円とします。次のNo.100からNo.105までは各事業の契約確定により、契約差金を減額するものです。

以上、説明いたします。

図書館長 図書館所管の予算について説明いたします。図書館は歳出のみです。主なものを説明いたします。7ページをご覧ください。文化財保護費では、No.76の嘱託員報酬4人ですが、178万6千円を減額し、669万6千円とします。嘱託員採用期間縮小による減額です。次にNo.77の委員費用弁償ですが、19万8千円を減額し、1万5千円とします。委員視察の日帰り1日の実施による減額です。次にNo.78の社会教育施設基本設計委託料ですが、420万円を減額し、840万円とします。契約差金による減額です。次にNo.79の社会教育施設用地敷地清掃委託料ですが、7万1千円を減額し、33万1千円とします。契約差金による減額です。次にNo.80の社会教育施設用地取得ですが、796万円を減額し、1億1,204万円とします。契約差金による減額です。

図書館費では、No.83の嘱託員報酬11人ですが、80万円を減額し、1,257万8千円とします。超過勤務対応分の減による減額です。次に8ページをご覧ください。No.86の通信運搬費ですが、40万円を減額し、170万8千円とします。契約差金による減額です。

元狭山ふるさと思い出館管理費では、No.9 3の光熱水費ですが、5千円を増額し2万9千円とします。利用の増加による増額です。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 理科支援員についてお伺いします。各小中学校に何名配置され、どのような内容で入っているのでしょうか。

指導課長 小学校に配置しています。理科教育につきましては、理科教育を専門とするコアサイエンスティチャーを中心に進めています。コアサイエンスティチャーは二小と四小にいます。理科支援員は一小と二小に配置しています。

戸田委員 支援員やコアサイエンスティチャーは各学校を行き来するのでしょうか。

指導課長 コアサイエンスティチャーはしますが、支援員につきましては、配置された学校専属となります。

戸田委員 2点お伺いします。1点目、歳出のNo.3 2の学校環境衛生検査の内容を教えてください。2点目、歳出のNo.3 4のPCB濃度分析調査の内容を教えてください。

教育課長 1点目につきましては、ダニアレルゲン検査としまして保健室で実施しています。また、教室の空気や照度検査を実施しています。2点目につきましては、キュービクル内にある変圧器の絶縁油中に微量のPCBが含まれているか調査をするものです。当初は1989年以前が対象となっていました。2003年までとなり、変圧器の調査対象個数が増えたため増額するものです。これから調査をします。

森田委員長 2点お伺いします。1点目、歳入ですが、教職員の自家用車通勤に際しての基準はあるのでしょうか。2点目、歳出ですが、無償の講師の活用とありますが、どのような方なのでしょうか。また、選ぶ基準はどのようになっているのでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、各学校長の許可が必要となります。都立校の基準を適用しています。2点目についま

しては、講師を校長や指導主事に実施してもらっています。各学校が研修内容により選定しています。校長等を講師とする研修は増えてきています。

戸田委員 光熱水費と燃料費の違いを教えてください。また、四小だけ燃料費の増額がないようですが、その理由を教えてください。

教育課長 燃料費はガソリン、重油、灯油などです。四小以外は増額となっています。各燃料の単価が月ごとに契約をしていますので、価格が毎月更新されます。前年度実績により予算化していますが、前年度平均価格と今年度の平均価格に差があります。今年度の方が10円程度高くなっています。また、四小は現状の予算でなんとか対応できそうであるため増額をしていません。光熱水費は、電気料金と水道料金になります。こちらにつきましては、節電効果があり補正をしていません。

戸田委員 重油はどのように使用しているのでしょうか。

教育課長 冷暖房に使用しています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第5号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。つづいて日程第7、議案第6号、平成24年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第6号、平成24年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を

申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成24年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育部長

説明いたします。最初に平成24年度瑞穂町一般会計の予算規模は、131億5,100万円で、前年度当初予算138億6,420万円に比べ、5.1%の減少となっています。主な要因としては、長岡地区整備統合事業、郷土資料館用地取得、国民体育大会競技施設整備などの大規模事業の完了、子ども手当の減などの制度改正に伴うもので、予算規模が縮減されました。新たな事業では、町民会館やスカイホールの改修工事、第五小学校の校庭芝生化工事、郷土資料館建設基金への積立金などが予算規模の大きな主な事業です。うち、教育費につきましては、平成24年度が18億3,632万4千円で、前年度当初予算20億3,689万5千円、9.8%の減少となっています。

それでは、平成24年度一般会計予算の教育に関する部分について、予算編成に至りました経過と歳入・歳出で主なものをご説明します。

経過につきましては、平成23年11月の教育委員会定例会で、平成24年度一般会計教育費予算の編成についてご協議いただき、その後、平成24年1月の教育委員会定例会で、平成24年度瑞穂町教育目標及び4つの基本方針についてご協議いただき、それらに基づいての予算編成をしています。

では、平成24年度瑞穂町一般会計予算書をご覧ください。最初に歳入ですが、主なものを説明させていただきます。18ページをお開きください。教育使用料ですが461万9千円です。内訳については、19ページの説明欄に記載のとおりです。次に22ページをお開きください。教育費国庫補助金で、3,195万円、国の教育費委託金で、20万円です。内訳については、23ページの説明欄に記載のとおりです。次に24ページをお開きください。教育費都負担金ですが867万1千円です。内訳については、25ページの説明欄に記載のとおりです。

次に26ページをお開きください。教育費都補助金ですが2億4,152万9千円です。内訳については、27ページの説明欄に記載のとおりです。次に28ページをお開きください。都の教育費委託金ですが581万4千円です。内訳については、29ページの説明欄に記載のとおりです。

次に歳出の説明をいたします。予算書では124～161ページが教育部の予算となります。内訳として、124～131ページの教育総務費では、平成24年度は5億2,230万5千円で、前年度5億1,263万2千円と比較して1.9%の増になります。次に130～139ページの小学校費では、平成24年度は4億1,922万8千円で、前年度3億5,935万3千円と比較して16.7%の増になります。主に工事費の増によるものです。次に138～145ページの中学校費では、平成24年度は1億182万8千円で、前年度1億6,671万4千円と比較して38.9%の減になります。主に工事費の減によるものです。次に144～145ページの幼稚園費では、平成24年度は7,651万9千円で、前年度8,087万8千円と比較して5.4%の減になります。次に144～157ページの社会教育費では、平成24年度は5億6,621万3千円で、前年度7億998万4千円と比較して20.2%の減になります。社会教育施設の用地取得が終わったことによる減が主なものです。次に156～161ページの保健体育費では、平成24年度は1億5,023万1千円で、前年度2億733万4千円と比較して27.5%の減になります。主に国体関係の工事費の減によるものです。

なお、課（館）別の重点事業については、別紙資料、平成24年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧のとおりですので、お目通し願います。

以上、説明といたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

清水委員

2点お伺いします。1点目、教員の指導力の向上についてですが、実施計画のようなものは作成してあるのでしょうか。2点目、郷土の歴史・文化・自然・伝統工芸・伝統芸能の調査研究とありますが、いつ、どこで、だれがどのように進めていくのでしょうか。また、教員も調査員として入るのでしょうか。そして、調査結果をど

うとりまとめ、学校教育などに活かしていくのでしょうか。

指導課長 1点目につきましては、今までは西多摩郡で初任者研修を実施していましたが、平成24年度からは町独自で実施するようにします。センター研修を10回、2泊3日の宿泊研修を1回計画しています。また、今後は2年次、3年次研修も町独自で進めていく計画です。

図書館長 2点目につきましては、自然に関することの調査を進めています。自然科学同好会に委託し、動植物の研究をしています。自然科学同好会に委託していますので、教員の参加はありません。調査結果ですが、郷土資料館で企画展を開催するとともに、各コミュニティセンターで出前資料館を計画しています。また、学校への出前資料館も検討しています。

指導課長 2点目につきまして、学校教育の関係としまして、伝統文化、郷土を愛する心の育成を進めています。その一環として郷土資料館の活用、町内行事への参加を進めています。郷土愛を育み、瑞穂に帰ってくるような教育を展開していきます。

戸田委員 2点お伺いします。1点目、総合人材リストですが平成23年度の実績はどういう状況でしょうか。2点目、住民提案型協働事業の状況はどうでしょうか。

社会教育課長 1点目につきましては、今まで総合人材リストが活用されていない状況でした。社会教育課事業の放課後子ども教室や初心者パソコン教室などで活用しています。2点目につきましては、住民提案型協働事業は平成22年度から開始しまして、「ほっとカフェ」や「生け花教室」など継続的な事業展開をしています。

森田委員長 レベルアップ事業の内容について3点お伺いします。1点目、学校図書館司書の配置について、2点目、学習サポーターの配置について、3点目、図書館の貸出体制の充実について、それぞれの内容についてご説明ください。

指導課長 1点目につきましては、書籍購入数は前年並の予算となっていますが、学校図書館司書は時間と日数を増やし、

毎日配置する予定です。2点目の学習サポーターにつきましては、配置してからの3年間を検証し、配置につきまして見直しをしました。学力向上及び基礎学力の定着を進めるため、小学校に重点的に配置し、1年生及び2年生の全ての授業にサポーターを配置します。

図書館長 3点目につきましては、図書館の運営に関してレベルアップさせる予定です。平成23年度から開館時間を午後6時までとしています。また、長岡コミュニティセンター図書室は長岡会館図書室よりも蔵書数を増やしています。利用者からのリクエスト体制の充実、武蔵村山市との相互利用の充実、元狭山ふるさと思い出館における学童保育クラブへの団体貸出の充実を図るとともに、図書館協議会においてインターネットでの貸出期間の延長などを協議しています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第6号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論もないようですので、討論を終了します。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。つづいて日程第8、報告事項1、平成24年度瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針について、を議題とします。前回の定例会において、委員の皆様からご指摘いただいた点の修正ということになります。教育長より説明を願います。

岩本教育長 報告事項1、平成24年度瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針について、平成24年1月26日、瑞穂町教育委員会第1回定例会において、ご協議いただきました平成24年度瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針につきましては、別紙のとおりとしましたので報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育部長

説明いたします。1月の定例会で、委員の皆様からご意見をいただいた箇所を修正しています。

カラー刷りの教育目標案・基本方針案をご覧ください。青色部分が修正箇所になります。

はじめに、2ページをご覧ください。「2 平成24年度瑞穂町教育委員会の基本方針（案）」の「基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成」の（6）を「小・中学校への臨床心理士の派遣やスクールソーシャルワーカーの活用などを通して、学校の教育相談機能の充実を図るとともに、いじめ、不登校をはじめとしたさまざまな悩みごとや相談等に対応し、健全な心の育成に努める。」に修正しました。

次に、3ページをご覧ください。「基本方針2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長」の（6）において「基礎学力の定着及び学習規律の確立を図るために、小学校1・2・3年生に学習サポーターを配置する。」に修正しました。1月の定例会の時には、中学校1年生の記述はありましたが、小学校に集中的に配置するため、中学校1年生を削除します。

次に、5ページをご覧ください。「基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立」の（3）を「子どもたちが、学校や地域を学習の場として安全・安心に活動できるよう、多様な場面や状況を想定した避難訓練を実施するとともに、危険予測能力や危険回避能力を育成するための安全教育の充実を努める。」に修正しました。

次に、7ページをご覧ください。「基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備」の（4）を「放課後や休日に学校施設等を活用した子どもの居場所づくりの推進を図るために、学校、家庭、地域が連携し、放課後子ども教室事業を推進する。また、学童保育クラブや児童館などを含めた放課後の子どもたちのさらなる居場所づくりに向けたモデル事業を実施する。」に修正しました。

次に、8ページをご覧ください。（15）において「図書館協議会を開催し、図書館の効率的運営、新たな図書館の整備などについて協議する。」を追加しました。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

戸田委員 意見として2点お願いします。1点目、スクールカウンセラーという表現の方が、通知等もその名称で送付されていますので保護者は慣れていません。2点目、学習サポーターですが、中学校の成果はなかったのでしょうか。学習サポーターがいるということで、保護者の立場からすると大人の目があるという安心感があるという意見があります。

指導課長 1点目につきましては、スクールカウンセラーも教育相談員も臨床心理士の資格があり、町で雇用するのが教育相談員ですので、そちらで文言を統一しています。2点目につきましては、中学校の学習サポーターは個別指導のような状態になっていますので、教育支援補助員で対応しようと考えています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。つづいて日程第9、報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項2、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示について、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正しましたので報告するものです。詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 説明いたします。恐れ入りますが、議案を3枚おめくりいただき、瑞穂町私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の新旧対照表をご覧ください。第2条第2号で「又は町長」を追加します。第5条では、「ただし、第2条第2号に規定する幼稚園類似の幼児施設のうち、東京都知事が認定していない施設であって、町長が認定する施設に在籍する幼児の保護者の補助金の額については、同表区分5の項補助単価の欄に定める額とする。」を追加します。

1枚おめくりください。別表第2(第5条関係)ですが、区分5の所得基準に、「及び第5条ただし書に規定する施設に幼児が在籍する世帯」を追加します。

附則といたしまして、この告示は、平成24年4月1日から適用するものです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。つづいて日程第10、報告事項3、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の全部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項3、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の全部を改正する告示について、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の全部を、別紙のとおり改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。この要綱改正につきましては、平成24年2月16日付けで町長決定を受けましたので報告するものです。

要綱改正の概要ですが4点あります。要綱の2ページ目の別表をご覧ください。1点目が、小学校の臨海学校及び林間学校の補助金額の増額です。交通手段を確実に確保するため、電車からバスに変更したことにより、増額になった交通費について、保護者負担の軽減を図るため、一人当たり1千円から2千500円に増額しました。

2点目が、小学校の遠足及び社会科見学等の補助金額の算定方法の変更です。これまでは、1クラス当たり3万円と1人当たり1千円の合算で補助金額を算定していましたが、クラスにより児童数が異なることからクラス単位をなくし、1人当たり2千円のみに変更するものです。

3点目が、費用負担方法の変更です。要綱1ページ目に戻って第2条をご覧ください。第2条第1号に合唱コンクールを、第2条第6号に「小学校長」に加え、「中学校長の許可を受けた」を追加しました。現在、町が公費で契約し、手配しているバスや楽器運搬用のトラックの借り上げを、補助金として交付し、学校が直接、手配できるようにすることで、学校行事の円滑な実施を図るものです。

4点目は、交付根拠の明確化です。要綱の2ページ目の別表をご覧ください。現在、実施し、補助金を交付し

ている遠足や林間学校を要綱に明記することにより、交付根拠を明確にしたものです。

また、今回の改正に合わせ、各条の条文及び表中の文言や様式の修正をした外、第9条の補則、第10条の委任の条文を追加しました。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項3を承認いたします。つづいて日程第11、報告事項4、瑞穂町立学校教職員補助金交付要綱の全部を改正する告示について、を議題とします。教育長より説明をお願いします。

岩本教育長 報告事項4、瑞穂町立学校教職員補助金交付要綱の全部を改正する告示について、瑞穂町立学校教職員補助金交付要綱の全部を、別紙のとおり改正しましたので、報告するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 説明いたします。この要綱改正につきましても、平成24年2月16日付けで町長決定を受けましたので報告するものです。

要綱改正の概要ですが3点あります。1点目ですが、要綱の1ページ目、第2条第1号をご覧ください。移動教室等の校外学習で児童・生徒を引率する教職員の旅費について、改正前は、割合により東京都の予算の旅費と町の補助金交付で支出していましたが、全額、東京都の予算の旅費で賄えるため、補助対象を入場料等に限定しました。

2点目は、第2条第2号をご覧ください。現在、補助金を交付している町雇用又は教育委員会で委嘱する補助員が、校外学習で児童・生徒を引率する時の旅費及び入場料等について、要綱に明記し、補助金の交付根拠を明確にしました。また、表題の「教職員」を「教職員等」に変更しました。

3点目は、中学校の部活動で、大会等に参加の生徒を引率する教職員の旅費を補助金で交付していましたが、東京都から手当も出るため、補助金交付の対象から除外しました。改正前の要綱では、第2条第3号にその交付対象が定められていましたが、削除しました。

また、今回の改正に合わせ、各条の条文及び表中の文言や様式の修正をした外、第9条の補則、第10条の委任の条文を追加しました。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項4を承認いたします。つづいて日程第12、議案第4号、瑞穂町立小・中学校の管理職の任命に関する内申についてですが、人事案件でありますので、瑞穂町教育委員会会議規則第12条ただし書きにより、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、これより非公開といたします。

(以下、非公開)

森田委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成24年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員